

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月14日（平成28年（行個）諮問第170号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第79号）

事件名：本人に係る相談票の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表1の3欄に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定について、諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分は、不訂正とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年8月12日付け神労発基0812第1号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

各相談票の記載にもあるが、雇用契約違反・給与未払い・不当な職務命令・ハラスメント・人権侵害等、雇用側からの被害を特定年月Aから特定労働基準監督署に相談し続けても何ら雇用側は十分な是正や解決をせず、そればかりか更に審査請求人に対する職場の嫌がらせや犯罪が増長されていき、審査請求人がどのような対応をしたかの説明義務を求めても「労働問題相談者にこちらの対応の説明義務は無い。説明義務は無いので記録に残る書面では一切説明しない。」と特定役職Aに説明も拒否されていた。このように特定労働基準監督署は特権が与えられているにもかかわらず職務を怠り、何一つ改善結果を出せず審査請求人の労働者の安全確保さえもできなかった。

その結果、審査請求人は労働災害のせいで不可逆的な3回目の頸髄不全損傷と外傷性外転神経不全麻痺を発症し、独立歩行できていたものが歩行困難となり電動車椅子生活を余儀なくされ、両目の障害増悪の為に眼鏡とサングラスが必要な状態となり、自筆で文章記載や自炊もままならないという、身体障害の状態にまで陥らされてしまった。

この責任は、犯人や雇用側や医師達だけでなく、特定年月Aから相談し続けていたにもかかわらず、監督権や捜査権や逮捕権を行使しなかった特定労働基準監督署の日本国民であり労働者であった審査請求人へ与えた不利益に対する行政責任も非常に重い。

加えて相談内容の保有個人情報（相談票）を開示してみると、審査請求人が相談した内容をところどころ雇用者がわに都合よくされたもしくは相談内容の焦点をぼやかされた虚偽記載が多くあり、審査請求人は保有個人情報訂正請求を処分庁に行ったが、当日の事実確認ができない等の理由で却下された。

しかし、審査請求人の主張は事実であり、相談票の虚偽記載は本来の職務目的を放棄して労働者を守るのでは無く単に相談票を書く事だけが仕事と労働基準監督署の仕事と認識している様にしか見えず、労働問題の解決にも至っておらず労働者を守る成果も出せていないのが事実であり、それどころか労働災害で労働者の健康を害する行為を間接的に帮助し、労働問題を隠蔽している。

当該の相談記録は、相談者と記述内容をパソコンで相互確認または記載直後に確認をしながら残されたものではないし、複数の相談員に対応されたものでも無く証人もおらず、記載後事実と相違無いと相談者から署名を受けたものでも無い。

「どうして相談しているのに、記録をその場で相互確認しながら効率良く残さないのか？看護師は患者に了解を受けて、電子カルテに移動式パソコンで患者の実際の訴えと勘違いや記憶違いやズレが無いようにその場で記録し、SOAP書式を使って患者の訴えはスピークのSの欄にそのままの言葉を記載に残し、それに観察・アセスメント・プランを立て、総合的にPDCAサイクルの様に常に対応している。後でメモを書類に起こすなどは効率が悪く、その場で、相談者に確認もとれず、記載漏れや誤記載の可能性もあり、どの様な対応をしてくれたのかも説明義務も無いと言われ、相談者は自分の労働問題相談が適切に労働基準監督署で対応されているのかの評価さえもできないので不利益だ。」

という審査請求人からの質問にも、「今はメモだけとって後で時間がある時に記録に残す。相談者へ記載内容を知らせる事は特にしていない」という相談員からの、何も対応しなくとも記録さえ残しておけば身分や給与には影響も無いというような、無気力な説明であった。

このように、労働基準監督署のシステムもしくは相談員の資質の為に、審査請求人の相談の一部が公正に公文書に記録がされていないことは審査請求人にとって甚だ不利益である。

故に事実確認がとれないのは、審査請求人の責任では全く無く、労働基準監督署の責任でしか無い。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人（以下、第3においては「請求人」という。）は、平成28年7月14日付けで、神奈川労働局長（処分庁）に対して、法27条1項に基づき、「特定年月A～特定年月Bにかけて毎月一回以上相談を続けていた特定労働基準監督署の、請求人が雇用契約違反・賃金未払い・労働条件・労働環境・不当な職務命令・ハラスメント（身体障害者に対するハラスメント相談も含む）・病気休職手続き遅延と継続延長と病気休職中の給与未払い・不当で一方向的な解雇通知・労働審判裁判に係る訴状や証拠説明書一式を相談資料として特定労働基準監督署職員に2週間預けた等に関する、相談票及び添付資料や対応に関する資料一切」（本件対象保有個人情報）に係る訂正請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成28年8月12日付け神労発基0812第1号により不訂正決定（原処分）を行ったところ、請求人がこれを不服として、平成28年8月16日付け（同月18日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により全部を不訂正とした原処分については、一部を新たに訂正し、その余の部分については原処分を維持して不訂正とすることが妥当と考える。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別表1の1欄のとおり請求人が法18条1項の規定に基づく部分開示決定（平成28年6月24日付け神個開第28-62号及び同日付け神個開第28-92号）により開示を受けた保有個人情報である。

また、本件対象保有個人情報の内訳は、別表1の2欄のとおり請求人から労働関係の相談を受けた際に、その内容を記録するために作成した28件の相談票及びその添付資料であり、一般に、相談票には受付年月日、相談者氏名、住所、事業場（所）名、相談内容等が記録され、併せて、当該事案の処理方法に関する意見等も記載される。

請求人は、訂正請求書において、「労働災害の認定判断に影響を与える、当時の劣悪な雇用・労働環境等の相談を記載した特定労働基準監督署の相談票にも多くの虚偽記載があり私の基本的人権を踏みにじる行為」等と主張しており、訂正請求の内容は別表2の1欄に掲げる通番1ないし通番7である。

このうち、別表2の1欄に掲げる通番2ないし通番7は、別表1の1欄に掲げる開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の内容に対して

訂正を求めるものである。

一方、別表2の1欄に掲げる通番1については、別表1の2欄に掲げる開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に不足しているとし、追加を求めるものである。訂正請求は、法27条1項各号に掲げる保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うものであり、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に不足していると思料する場合には、当該開示決定に対する審査請求により不服を申し立てることが法の予定するところである。したがって、請求人の別表2の1欄に掲げる通番1に関する主張は、法28条1項に基づく訂正請求においては採用することはできない。

なお、同一の開示決定に対して訂正請求や審査請求が重畳することを避けるためにも、諮問庁において請求対象保有個人情報の記録された文書について不開示とした部分を含め確認したところ、請求人が別表2の1欄に掲げる通番1により求める記録は、認められなかった。

また、念のため、追加すべきとされた内容が記録された文書の有無について確認したところ、請求人を本人とする個人に関する情報が含まれる行政文書ファイルには、請求人が主張する当該記録は認められず、さらには、請求人が特定労働基準監督署に訪問及び相談した事実についても処分庁を通じて当時の所属職員等に聴取するも確認できなかったことを付記する。

## (2) 訂正の要否について

法29条は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。一方で、請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、(ア)どの部分(「事実」に限る。)の表記について、(イ)どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、(ウ)その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、訂正請求を受けた原処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、原処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があるとされている(平成26年度(行個)答申第91号)。

### ア 別表2の1欄に掲げる通番5について

諮問庁において、本件対象保有個人情報に記載された特定年月日付け相談票の「相談の内容」欄について、訂正請求に係る部分の確認を行ったところ、請求人が訂正を主張する「特定傷病名の疑い」について記載された診断書があり、客観的事実として請求人が主張する事実が正確な事実であると判断できる。そのため、別表2の5欄に掲げる通番5のとおり訂正すべきである。

イ 別表2の1欄に掲げる通番2ないし通番4，通番6ないし通番8について

訂正請求書及び審査請求書において，対象となる保有個人情報that事実と異なると判断できる具体的根拠は認められない。また，処分庁において請求人の相談対応をした職員等に確認したところ，いずれの事項についても，相談記録について事実と反する内容を記載したという認識を持つ者はおらず，かつ，請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという事実も認められない。

以上のことから，請求人が主張するような事実と相違する内容を記載したと判断できる具体的な根拠がないと判断できるものである。

したがって，本件対象保有個人情報のうち別表2の1欄に掲げる通番2ないし通番4，通番6ないし通番8に係る訂正請求については，請求人からの訂正請求に理由があるとは認められず，法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

#### 4 結論

以上のとおり，法30条2項の規定により全部を不訂正とした原処分については，別表2の1欄に掲げる通番5に掲げる部分を新たに訂正し，その余の部分については，原処分を維持して不訂正とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年7月6日 審議
- ④ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は，審査請求人が法12条1項に基づき，開示請求を行い，平成28年6月24日付け神個開第28-62号及び同日付け神個開第28-92号により一部開示決定がされた別表1の3欄に掲げる文書に記録された本件対象保有個人情報について，別表2の3欄に掲げる部分の訂正を求めるものである。

処分庁は，法29条に規定する保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないとして，不訂正とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対し，諮問庁は，別表2の1欄に掲げる通番5については，審査請求人が主張する事実が正確な事実であると判断できるとして訂正することとし，その余の部分については，訂正請求に理由がないとして不訂正を維持するとしている。

そこで、本件対象保有個人情報のうち、諮問庁がなお不訂正を維持している部分について、以下、訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否を検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 次に、当審査会において本件対象保有個人情報を確認した結果を踏まえ、別表2に掲げる訂正請求事項の内容が訂正請求の対象となる「事実」に該当するかについて検討する。

#### (ア) 別表2の1欄に掲げる通番1について

当該訂正請求事項の内容は、保有個人情報の事実の訂正を求めるものではなく、「特定年月に特定労働基準監督署を訪問し相談をしたが、当該相談票が存在していないため、記載が必要である。」とするものであり、当該保有個人情報に関連する保有個人情報の特定に関わるものであって、事実でない情報について、その訂正を求めるものではないから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

#### (イ) その余の訂正請求事項について

当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、本

件訂正請求がされた部分（上記（ア）を除く。）は、特定労働基準監督署で作成された、審査請求人からの労働相談に係る相談票であり、審査請求人からの相談に係る内容であることから、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当し、「評価・判断」ではないと認められる。

### 3 訂正の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

(2) 諮問庁は、訂正の要否について、理由説明書（上記第3）の3（2）において、以下のとおり説明する。

訂正請求書及び審査請求書において、対象となる保有個人情報が事実と異なると判断できる具体的根拠は認められない。また、処分庁において審査請求人の相談対応をした職員等に確認したところ、いずれの事項についても、相談記録について事実と反する内容を記載したという認識を持つ者はおらず、かつ、審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという事実も認められない。

以上のことから、審査請求人が主張するような事実と相違する内容を記載したと判断できる具体的な根拠がないと判断できるものである。

したがって、本件対象保有個人情報のうち別表2の1欄に掲げる通番2ないし通番4及び通番6ないし通番8に係る訂正請求については、審査請求人からの訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

(3) そこで、別表2の1欄に掲げる通番2ないし通番4及び通番6ないし通番8に掲げる訂正請求に係る部分の訂正の要否について検討する。

当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書を確認したところ、別表2の1欄に掲げる通番2ないし通番4及び通番6ないし通番8に掲げる訂正請求は、審査請求人が行った相談について、相談内容に係る記載の訂正を求めるものであると認められる。

当審査会において相談票の記載内容を確認したところ、当該欄は、担当者が、相談の概要を記載するものであって、担当が必要と判断した情報を記載するものと認められる。

#### ア 通番2、通番3及び通番8について

当該部分について、審査請求人は「虚偽記載の適切な訂正を求める」及び「適切な記載を求める。」と主張するのみであり、具体的な訂正内容を主張していないことから、訂正を求める内容が明らかであるとは認められない。

また、当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書を

確認したところ、同人が主張する当該部分の記載が発言内容と異なっており、事実でないという客観的根拠は示されていない。さらに、処分庁において審査請求人の相談対応をした職員等に確認したところ、いずれの事項についても、相談記録について事実と反する内容を記載したという認識を持つ者はおらず、かつ、審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという事実も認められないとする諮問庁の説明には不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該訂正請求は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

#### イ 通番4、通番6及び通番7について

当該部分について、当審査会において、審査請求人の保有個人情報訂正請求書を確認したところ、同人が主張する当該部分の記載が発言内容と異なっており、事実でないという客観的根拠は示されていない。

さらに、通番4及び通番7については、処分庁において審査請求人の相談対応をした職員等に確認したところ、いずれの事項についても、相談記録について事実と反する内容を記載したという認識を持つ者はおらず、かつ、審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという事実も認められないとする諮問庁の説明には不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、通番6については、当該記載は「特定地域」を指しており、審査請求人の主張する事業場の所在地が「特定市」ではないものの、「特定地域」ではないとまでは認められない。

したがって、当該訂正請求は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を不訂正とした決定については、諮問庁がなお不訂正とすべきとしている部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表 1

1 開示 決定	2 文書 番号	3 文書名	4 通頁	5 訂正 請求部分 (別表 2 の 1 欄)
神個開第 28-6 2号	1	相談票 (特定年月日 A 受付)	1 ないし 9	通番 2
	2	相談票 (特定年月日 B 受付)	1 0 及び 1 1	
	3	相談票 (特定年月日 C 受付)	1 2 ないし 1 6	
	4	相談票 (特定年月日 D 受付)	1 7 及び 1 8	
	5	相談票 (特定年月日 E 受付)	1 9 及び 2 0	
	6	相談票 (特定年月日 F 受付)	2 1 ないし 2 4	通番 3
	7	相談票 (特定年月日 G 受付)	2 5 及び 2 6	
神個開第 28-9 2号	8	相談票 (特定年月日 a 受付)	2 7 及び 2 8	
	9	相談票 (特定年月日 b 受付)	2 9 及び 3 0	通番 4
	1 0	相談票 (特定年月日 c 受付)	3 1 及び 3 2	通番 5
	1 1	相談票 (特定年月日 d 受付)	3 3 及び 3 4	
	1 2	相談票 (特定年月日 g 受付)	3 5 及び 3 6	
	1 3	相談票 (特定年月日 e 受付)	3 7 及び 3 8	
	1 4	相談票 (特定年月日 f 受付)	3 9 及び 4 0	
	1 5	相談票 (特定年月日 h 受付)	4 1 及び 4 2	
	1 6	相談票 (特定年月日 i 受付)	4 3 及び 4 4	
	1 7	相談票 (特定年月日 j 受付)	4 5 及び 4 6	
	1 8	相談票 (特定年月日 k 受付)	4 7 及び 4 8	通番 6 及 び通番 7
	1 9	相談票 (特定年月日 l 受付)	4 9 及び 5 0	通番 8
	2 0	相談票 (特定年月日 m 受付)	5 1 及び 5 2	
	2 1	相談票 (特定年月日 n 受付)	5 3 及び 5 4	
	2 2	相談票 (特定年月日 o 受付)	5 5 及び 5 6	
	2 3	相談票 (特定年月日 p 受付)	5 7 及び 5 8	
	2 4	相談票 (特定年月日 q 受付)	5 9 及び 6 0	
	2 5	相談票 (特定年月日 r 受付)	6 1 及び 6 2	
	2 6	相談票 (特定年月日 r 受付)	6 3 ないし 6 4	
	2 7	相談票 (特定年月日 s 受付)	6 5 及び 6 6	
2 8	相談票 (特定年月日 t 受付)	6 7 ないし 6 8		

別表 2

1 通番	2 通 頁	3 該当箇所	4 訂正請求を求める内容	5 諮問庁による訂正
1	—	—	特定年月日の相談票の作成	
2	1	特定年月日 A 相談票： 相談員 X の記載部分 「3 / 3 1 になって、 4 / 1 から正社員として採用できず、4 月度は非常勤職員になること。」	虚偽記載の適切な訂正を求める。	
3	2 1	特定年月日 F 相談票： 相談員 Y の記載部分 「3 月 3 1 日の夜に電話が来て、いきなり、申請が間に合わなかったの、囑託にすると言われ…」	虚偽記載の適切な訂正を求める。	
4	2 9 (2 - 3)	特定年月日 b 相談票： 相談員 Z の記載部分	「① (記載略) ② (記載略) ③ (記載略)」の順番を「③ (記載略) ② (記載略) ① (記載略)」の順番に訂正を求める。	
5	3 1 (2 - 5)	特定年月日 c 相談票： 相談員 x の記載部分	「特定傷病名 A の疑い」ではなく、「特定傷病名 B の疑い」への訂正を求める。	訂正済み
6	4 7 (2 - 2 1)	特定年月日 k 相談票： 相談員 y の記載部分	「特定市」の病院ではないので訂正を求める。	
7	同上	同上	「(記載略)」との記述があるが、その様な話はないので訂正を求める。	

8	2 3 ( 2 - 2 3 )	特定年月日   相談票 : 相談員 z の記載部分	適切な記載を求める。	
---	-----------------------	------------------------------	------------	--